

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）に基づき、次のとおり公表します。

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構

令和 6 年 10 月 1 日現在

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
機構長	浅井 祥仁	令和 6 年 4 月 1 日	平成 7 年 4 月 日本学術振興会海外特別研究員 平成 7 年 1 2 月 東京大学素粒子物理国際研究センター助手 平成 1 5 年 1 2 月 東京大学素粒子物理国際研究センター助教授 平成 1 6 年 4 月 国立大学法人東京大学素粒子物理国際研究センター助教授 平成 1 9 年 4 月 国立大学法人東京大学大学院理学系研究科准教授 平成 2 5 年 4 月 国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授 平成 2 9 年 4 月 国立大学法人東京大学素粒子物理国際研究センター長（兼務命）（～R6. 3） 令和 元年 1 2 月 国立大学法人東京大学マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構教授（兼務命）（～R6. 3） 令和 6 年 4 月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長に就任現在に至る
理 事	足立 伸一	令和 3 年 4 月 1 日	平成 1 5 年 8 月 高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所物質科学第二研究系助教授 平成 1 6 年 4 月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光科学第二研究系助教授 平成 1 9 年 4 月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光科学第二研究系准教授 平成 2 2 年 1 0 月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光科学第二研究系教授 平成 2 4 年 4 月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光科学第二研究系研究主幹（併任） 平成 3 0 年 4 月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所副所長（併任） 令和 3 年 4 月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事に就任現在に至る
理 事	長野 裕子	令和 6 年 4 月 1 日	平成 3 年 4 月 科学技術庁研究開発局企画課 平成 9 年 1 0 月 科学技術庁科学技術振興局国際課国際交流推進室長補佐 平成 1 0 年 4 月 科学技術庁科学技術振興局科学技術情報課長補佐 平成 1 2 年 4 月 科学技術庁科学技術振興局研究基盤課地域科学技術振興室長補佐 平成 1 4 年 4 月 内閣府原子力安全委員会事務局規制調査課課長補佐 平成 1 5 年 6 月 在オーストラリア大使館一等書記官 平成 1 8 年 7 月 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室安全対策官 平成 2 0 年 7 月 文部科学省科学技術政策研究所第 3 調査研究グループ総括上席研究官 平成 2 2 年 7 月 独立行政法人科学技術振興機構イノベーション推進本部研究開発戦略センターフェロー 平成 2 5 年 7 月 文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官（国際担当）

理 事	長野 裕子	令和6年4月1日	平成26年 7月 文部科学省研究振興局参事官 平成27年 8月 文部科学省研究開発局環境エネルギー課長 平成28年 4月 国立研究開発法人物質・材料研究機構理事 令和 2年 5月 国立研究開発法人物質・材料研究機構執行役 令和 2年 8月 文部科学省大臣官房審議官 令和 3年 7月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） （併）内閣府健康・医療戦略推進事務局次長 令和 5年 8月 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 令和 6年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事に就任 現在に至る
理 事	花垣 和則	令和6年4月1日	平成10年 9月 米国プリンストン大学リサーチ・アソシエート 平成13年 9月 米国フェルミ国立加速器研究所ウィルソンフェロー 平成17年 7月 米国フェルミ国立加速器研究所サイエンティスト1 平成18年10月 国立大学法人大阪大学大学院理学研究科助教授 平成19年 4月 国立大学法人大阪大学大学院理学研究科准教授 平成27年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所教授 平成27年 4月 総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科教授（併） 平成27年 4月 国立大学法人大阪大学出向（クロスアポイントメント）（～H29.3） 令和 3年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所副所長（併）（～R6.3） 令和 6年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事に就任 現在に至る
理 事	道園 真一郎	令和6年4月1日	平成 4年 4月 高エネルギー物理学研究所放射光実験施設放射光入射器研究系 助手 平成 9年 4月 高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設加速器第三研究系 助手 平成10年 4月 総合研究大学院大学数物科学研究科助手（併） 平成16年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設加速器第三研究系助手 平成16年 4月 国立大学法人総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科 助手（併） 平成20年10月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設加速器第三研究系准教授 平成21年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設加速器第五研究系准教授 平成21年 4月 国立大学法人総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科 准教授（併） 平成26年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設加速器第五研究系教授 平成26年 4月 国立大学法人総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科 教授（併） 平成27年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設加速器第六研究系教授 平成27年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設加速器第六研究系研究主幹（併） 平成31年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設応用超伝導加速器センター教授 平成31年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設応用超伝導加速器センター長（併） 令和 4年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設応用超伝導加速器イノベーションセンター教授

理 事	道園 真一郎	令和6年4月1日	令和 4年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 加速器研究施設応用超伝導加速器イノベーションセンター長 (併任) 令和 6年 4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事に就任 現在に至る
監 事	三明 康郎	令和6年9月1日	昭和57年 4月 東京大学理学部助手 昭和61年 8月 ブルックヘブン国立研究所研究員 平成 3年 3月 筑波大学物理学系講師 平成 5年 4月 筑波大学物理学系助教授 平成 8年 4月 筑波大学物理学系教授 平成15年 4月 国立大学法人筑波大学大学院数理物質科学研究科物理学専攻長 平成23年 4月 国立大学法人筑波大学大学院数理物質科学研究科長 平成23年10月 国立大学法人筑波大学数理物質系長 平成25年 4月 国立大学法人筑波大学副学長・理事 平成29年 4月 国立大学法人筑波大学数理物質系教授 令和 2年 4月 国立大学法人筑波大学数理物質系特命教授 令和 6年 4月 国立大学法人筑波大学数理物質系特命教授 令和 6年 9月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構監事に就任 現在に至る
監 事	白木澤 佳子	令和6年9月1日	昭和62年 4月 日本科学技術情報センター 平成 8年10月 科学技術振興事業団 平成14年 4月 科学技術振興事業団情報事業本部情報調整室調査役 平成15年10月 独立行政法人科学技術振興機構情報事業本部情報企画調整室調査役 平成17年 4月 独立行政法人科学技術振興機構戦略的創造事業本部研究推進部研究第二課長 平成20年 4月 独立行政法人科学技術振興機構戦略的創造事業本部研究推進部調査役 平成23年 4月 独立行政法人科学技術振興機構イノベーション推進本部パイオサイエンスデータベースセンター企画運営室長 平成26年 4月 独立行政法人科学技術振興機構産学基礎基盤推進部長 平成27年 4月 国立研究開発法人科学技術振興機構イノベーション拠点推進部長 平成27年10月 国立研究開発法人科学技術振興機構理事 令和 4年 4月 国立研究開発法人科学技術振興機構副理事 令和 4年 9月 国立研究開発法人科学技術振興機構監事 (現任) 令和 6年 9月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構監事 (非常勤) に就任 現在に至る

(参考)

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)Ⅲ－4－(2)(抄)

ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)Ⅱ－3－(2)－⑥(抄)

ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)6(抄)

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。